

雲南市いじめ防止基本方針

平成26年7月
(令和2年11月改定)
雲南市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方	1
1 基本理念	1
（1）基本方針の性格と学校	1
（2）市におけるいじめの防止	1
（3）いじめについての理解の促進	2
（4）いじめの問題の克服	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等に対する基本的な考え方	2
（1）いじめの防止	3
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめへの対処	3
（4）地域や家庭との連携・協働	4
（5）関係機関との連携	4
4 いじめの問題に対する役割	4
（1）市	4
（2）学校	4
（3）保護者	4
（4）児童生徒	5
（5）地域	5
第2 市が実施する取組・対応	5
1 いじめの防止のための組織の設置	5
（1）いじめの防止等のために関係機関と連携を図るための組織の設置	5
（2）教育委員会における組織の設置	5
2 子どもを見守る環境の整備	5
（1）国や県の施策の活用と連携・協働	5
（2）専門的知識を有する者の確保等	5
（3）いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備	6
（4）学校相互間の連携体制の整備	6
（5）学校と家庭・地域との連携・協働促進	6
（6）保護者に対する支援	6
（7）幼児期の取組	6
3 いじめの未然防止	6
（1）学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成	6
（2）学校運営改善の支援	6

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	7
(4) ふるまい向上運動の推進	7
(5) 教職員の資質能力の向上、適切な処置	7
(6) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検・充実	7
4 いじめへの対処	7
(1) いじめに対する措置	7
(2) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置	7
(3) いじめが行われた場合の学校への支援	7
(4) 重大事態への対処	7
第3 学校が実施する取組・対応	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	8
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
(1) いじめの防止	8
(2) 早期発見	9
(3) いじめに対する措置	9
(4) その他の留意事項	11
第4 重大事態への対処(市・学校)	11
1 重大事態とは	11
2 重大事態の報告、支援	12
3 調査の趣旨及び調査主体について	12
4 調査を行うための組織について	12
5 事実関係を明確にするための調査の実施	12
(1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	13
(2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	13
6 留意事項	13
7 調査結果の提供及び報告	14
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供	14
(2) 調査結果の報告	15
8 重大事態対応についての配慮	15
9 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	15
(1) 再調査	15
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題は学校における最重要課題の一つであり、これまでも様々な取組がなされてきた。しかしながら、未だいじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じる事案が発生している。こうしたことを踏まえ、学校を含めた社会全体に関する国民的課題として、それに社会総がかりで対峙するため、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立した。

法に基づき、雲南市（以下「市」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために雲南市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することとした。また、この基本方針は、策定後の状況の変化に応じて、適宜、見直しを行う。

第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方

市では、これまで地域全体で教育の向上に取り組めるよう、「学校支援地域本部事業」「教育支援コーディネーターの配置」「学校運営協議会」等の施策を行い、学校・家庭・地域・行政が連携・協働し子どもを育てる体制づくりに努めてきた。また、いじめの問題対策においても学校と市教育委員会が協働し「いじめ対応マニュアルの作成」「アンケート調査による早期発見・早期対応」等の取組を行ってきた。その結果、令和元年度の県内小中学校でのいじめ認知率（1,000人あたりの認知件数）は、小学校45.7件、中学校42.5件、本市においては、小学校40.9件、中学校29.9件となっており、いじめの認知（発生）率は県よりも低い値で推移しているが、いじめの問題は市にとっても重要な教育課題である。

こうした実態を受け、市は、次の基本理念を掲げ、いじめの防止等の対策を推進する。

1 基本理念

（1）基本方針の性格と学校

基本方針は、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携・協働により、積極的に取り組む姿勢を示すものである。したがって、学校は、本基本方針を踏まえ、地域の実情を勘案し「学校基本方針」を策定し、いじめの防止等を図っていくものとする。

（2）市におけるいじめの防止

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、市における全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動にいきいきと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

(3) いじめについての理解の促進

市における全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。そして、その根底には心の豊かさやたくましさなど心身において健全な成長を促すことが必要である。

(4) いじめの問題の克服

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携・協働の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

2 いじめの定義

法第2条（定義）より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、学校は、いじめについては次のような側面が児童生徒の心身に重大な危険を及ぼすことを十分に理解した上で判断する必要がある。

(暴力を伴わない「いじめ」)

いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

(集団が引き起こす「いじめ」)

いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。加えて、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、国のいじめ防止基本方針等を参考に「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して組織的に行うことが必要である。

3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止

(未然防止)

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(心の教育の充実)

このため、学校においては、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、体験活動、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、学校はいじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、学校は、全ての児童生徒が安心して、自尊感情をもつことができ、充実感が得られる学校生活づくりをしていかなければならない。

(法の理解増進等)

保護者など市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

(児童生徒理解力の向上)

いじめの早期発見においては、全ての大人が連携・協働し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、学校は、いじめが大人の気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であって、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(相談・調査機能の充実)

いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的にアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携・協働して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

(迅速かつ組織的対応の重要性と体制整備)

いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。また、学校は、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携・協働を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とするよ

うな体制整備が重要である。

(4) 地域や家庭との連携・協働

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と地域、家庭との連携・協働が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携・協働した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を整備する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会においていじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

4 いじめの問題に対する役割

市は、これまで小規模多機能自治による持続可能型“絆”社会の構築を推進し、地域における諸課題の解決に成果を上げている。いじめの問題に対しても地域課題の一つとして解決に向けて努めることとし、当該問題に対してのそれぞれの立場における役割を示す。

(1) 市

市は、法が示す基本理念にのっとり、県と協力しつつ、市の状況に応じた施策を策定し、実施する。また、市教育委員会は、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。さらに、地域や家庭と連携・協働しながら、環境面、豊かな心の育成面等子どもの健全育成に資する施策を講じる。

(2) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携・協働を図りつつ、学校全体で人権教育や道徳教育、体験活動、ふるさと教育の充実を図りながら、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校は、授業や学校行事を通して、児童生徒の自尊感情を高められる活動を展開していく中で、児童生徒一人ひとりの人権感覚を養うとともに共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。学校は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(3) 保護者

保護者は、就学前の段階から、家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、規範意識をもった子どもを育てていく。また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護する。なお、これらの際には、必要に応じて、関係機関等に相談し、支援等を受けるものと

する。保護者は、国、県、市、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、ほかの児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。また、児童生徒は、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合には、担任や保護者や相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」等）など大人に相談する。

(5) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」といった姿勢で、住民が一体となって学校と協力し、当該地域の子どもに対して規範意識を育むとともに、地域全体で児童生徒への見守り、声かけなどの活動を通して、あたたかいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

また、地域住民を対象とした人権問題に関する学習の機会を提供するなど、人権にかかわる理解や認識を深めていく。

第2 市が実施する取組・対応

1 いじめの防止のための組織の設置

(1) いじめの防止等に関係機関と連携を図るための組織の設置

市は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携・協働を図り、いじめの問題に対する課題等を共有し、対応について効果的な手段を総合的に検討するため、「雲南市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置する。その構成員は、学校、教育委員会、福祉・人権などの関係団体、いじめ防止の取組に専門的な知識や経験を有する者で行う。また、事務局を市教育委員会に置く。

(2) 教育委員会における組織の設置

市は、法第14条第3項の規定に基づき、基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「雲南市いじめ問題対策委員会（仮称）」（以下「対策委員会」という。）を設置する。対策委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

2 子どもを見守る環境の整備

(1) 国や県の施策の活用と連携・協働

市は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等について、外部専門家の活用、教職員研修の充実、関係機関、家庭や地域との連携・協働、教育相談体制の整備等、国や県と連携し、それらが実施する施策を積極的に活用する。

(2) 専門的知識を有する者の確保等

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、外部専門家を確保するために関係諸団体に協力を働きかけたり、県との連携を強化したりする。例えば、スクールカウンセラー等のいじめの防止を含む教育相談に応じる者

の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣されるスクールソーシャルワーカー等の確保等を行う。

(3) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

市は、電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備に努めるとともに、家庭や地域に対して、広報、講演会等を通して周知を図る。

(4) 学校相互間の連携体制の整備

市は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携協力体制の構築を支援する。

(5) 学校と家庭・地域との連携・協働促進

市は、より多くの大人が子どもの悩みを受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携・協働を促進するとともに、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する取組を支援する。

(6) 保護者に対する支援

市は、保護者が法に規定する保護者の責務等を踏まえて、「いじめをしない。いじめを許さない。」といった子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行ったり、いじめから保護できるよう適切なかわりをしたりできるよう、保護者を対象とした啓発活動を行ったり相談窓口を設けたりするなど、家庭への支援を行う。

(7) 幼児期の取組

市は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を促す。

3 いじめの未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

市は、人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための研修の充実を図っていく。加えて各地域の実態に応じた人権教育や道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援する。

また、感性や情操を育み、読解力、思考力、判断力を高める読書活動の充実を図るため、学校図書館の整備・充実を行う。

(2) 学校運営改善の支援

市は、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校運営の改善を支援する。また、学校教育と社会教育の連携・協働による教育の推進を図り、学校を支援する。

①体験活動の充実

市は、学校教育及び社会教育の連携・協働の下、社会性、生命や自然を大切にする心や思いやる優しさ、規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な活動やキャリア教育を視野に入れた様々な体験活動の推進を支援する。

②「『夢』発見プログラム」の推進

市内全小中学校では「『夢』発見プログラム（市キャリア教育推進プログラム）」

を実施している。本プログラムは、キャリア教育推進を中心としたプログラムであるが、生命尊重、勤労・奉仕、郷土愛、尊敬・感謝といった道徳的価値の位置づけを行い、構成されている。また、本プログラムは、あたたかい人々との交流、職場体験活動等を通し社会性や規範意識を育てる活動もある。市は、本プログラムの実施にかかる学校支援を積極的に行い、活動等の推進を支援する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

市は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒及びその保護者に対して行う研修会等の啓発活動を支援する。

(4) ふるまい向上運動の推進

市は、社会性や規範意識、思いやりの心など豊かな心の育成を図る地域での「ふるまい向上運動」の推進を支援する。

(5) 教職員の資質能力の向上、適切な処置

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員への研修の実施や「いじめ問題対応の手引き」の活用を通じて資質能力の向上を図り、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう取組を促す。

また、校長協議会等を通じて、いじめの問題に対する情報提供や共有を図る。

(6) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検・充実

市は、学校におけるいじめの実態把握や取組状況、その解決・再発防止に向けての取組状況を点検する。その際、具体的な取組状況や達成状況を評価できるよう、また評価を踏まえてその改善に取り組むことができるよう、必要な指導・助言を行う。また、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の充実を図る。

4 いじめへの対処

(1) いじめに対する措置

市は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うとともに、適切な措置がとられるよう指導または助言する。

(2) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をすみやかに講ずる。また、出席停止の手続きに関し必要な事項を雲南市教育委員会規則で定め、学校や保護者へ周知を図る。

(3) いじめが行われた場合の学校への支援

市教育委員会は、学校においていじめが行われたことが確認された場合、学校がいじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への支援や指導、また、その保護者に対する助言等を適切にかつ継続的に行うことについて必要に応じて支援する。

(4) 重大事態への対処

(「第4 重大事態への対処」に記述)

第3 学校が実施する取組・対応

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、各学校の実態に即しいじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導體制、校内研修等を体系的かつ計画的に行われるよう具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、組織的な対応を行うための中核となる組織（「いじめ防止対策委員会」等（以下「校内委員会」という。）を設置する。また、必要に応じて外部専門家を活用する。

学校は、重大事態への対応についてはこの組織を母体とし対応する。（「第4 重大事態への対応」に記述）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

（1）いじめの防止

①いじめの防止等への組織的な取組

学校は、いじめへの対応について、一部の教職員が抱え込むのではなく、校内委員会を中心として、校長のリーダーシップの下、情報を共有しながら、学校全体の問題として取組を推進する。また、学校全体で質問紙等を活用し、いじめの早期発見に努める。

②いじめ防止のための取組

（魅力ある学校づくりの推進）

学校は、児童生徒が充実した学校生活を送ることが生徒指導上の課題抑止に対して有効であることを鑑み、各学校の実態に応じた魅力ある学校づくりを推進する。

（学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成）

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育を推進したり、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進したりする。さらに、「『夢』発見プログラム」に基づくキャリア教育活動を通して、社会性等を醸成する。また、児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さはもとより他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするために行われる取組を推進する。

（児童生徒の主体的な活動の推進）

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や人権

の大切さを呼びかける活動等、子どもの主体的な活動を推進する。

(地域や家庭との連携・協働及び保護者への支援)

学校は、学校基本方針やいじめの防止等に対する学校の取組等について、地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校、PTA、地域の関係団体等が、いじめの問題について協議する機会を設け、地域や家庭との連携・協働した対策を推進する。

③特に配慮が必要な児童生徒への対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。

また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

(2) 早期発見

①いじめの積極的な認知と情報の共有

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、文部科学省発行の資料や島根県教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を実施するとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

②いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からコミュニケーションづくりに努めたり、相談箱等を活用したりするなどして、児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

①いじめに対する組織的な対応及び指導

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかに校内委員会等の組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切である。いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

○いじめに係る行為が止んでいること：被害者に対する心理的または物理的な影響

を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず校内委員会にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを行った児童生徒やいじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮の下に可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大切である。なお、学校に登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にし、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

学校は、いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を

向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。また、当該児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら指導・支援を行う。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

学校は、全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えばいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥インターネット上のいじめへの対応

学校は、児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかの把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。

(4) その他の留意事項

①校内研修の充実

学校は、すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、文部科学省発行の資料や県教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用して、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

②学校相互間の連携体制の整備

学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

(重大事態への対応)

- （「第4 重大事態への対処」に詳述）

第4 重大事態への対処（市・学校）

1 重大事態とは

重大事態とは法第28条の第1項規定にある場合を指し、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

これを踏まえ、市教育委員会は、当該事案が上がった場合は、その都度重大事態への捉えを吟味していく。

2 重大事態の報告、支援

学校は、重大事態と判断した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。市教育委員会は、学校において必要な指導及び支援を行う。

3 調査の趣旨及び調査主体について

市教育委員会は、当該事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、市教育委員会か学校かを判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。学校が調査主体となる場合は、調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置を含めた適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織について

市教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査主体をすみやかに決定する。

学校が調査の主体となった場合、学校は、校内委員会等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え行う。また、市教育委員会は、学校に対して必要な指導及び支援を行う。

市教育委員会において調査する場合は、対策委員会が行う。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の主体者は、重大事態に至る要因となったいじめ行為を、態様、背景事情や児童生徒の人間関係、学校・教職員の対応などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、調査の主体者は、客観的な事実関係をすみやかに調査する。

市教育委員会又は学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査の主体者は、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、その児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。なお、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

調査の主体者は、調査による事実関係を確認するとともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止める。いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

調査の主体者は、児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

6 留意事項

※1 自死の背景調査における留意事項

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査にあたり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会または学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、市または学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査において、自死が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏

りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 学校が調査を行う場合においては、市は情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自死は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自死報道への提言を参考にする。
- いじめを受けた児童生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。児童生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなどこころのケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮の下、可能な範囲で聞き取り等のあり方を検討する。

【参考「児童生徒の自殺が起きたときの調査の方針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力）及び島根県「いじめ防止基本方針」】

※2 その他留意事項

市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

7 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。説明を行う主体は、市教育委員会や学校が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間
- ④調査事項
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

市教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果とともに市長に報告する。

8 重大事態対応についての配慮

市教育委員会は、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合のないように、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

9 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、「雲南市いじめ問題調査委員会(仮称)」を設けて調査を行う等の方法により、対策委員会の調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

市長は、再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家・外部専門家の追加配置等、多様な方策から適切な方法で措置を行うように努める。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ個人のプライバシーに対し必要な配慮を確保する。